

## 8 昇降機（エスカレーター）

### 《基本的考え方》

- ・移動等円滑化経路での垂直移動手段は、エレベーターの設置を原則とする。
- ・エスカレーターにより移動等円滑化経路を構成する場合は、構造上の理由によりエレベーターを設けることが困難な場合に限る。
- ・施設管理者等は、車椅子使用者がエスカレーターを利用する場合には、他の利用者の利用ができなくなるなど車椅子使用者の精神的負担も大きいことに留意する。

### 【3】移動円滑化経路を構成するエスカレーター

昇降方向	(1) 上り専用のもので及び下り専用のもをそれぞれ設けること。ただし、利用者が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。	チ 昇降機 (3)(一)
踏段	(2) 踏段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げがなされたものとする。	チ 昇降機 (3)(二)
昇降の水平部分	(3) 昇降口において、3枚以上の踏段が同一平面上にあるものとする。	チ 昇降機 (3)(三)
踏段の識別	(4) 踏段の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により踏段相互の境界を容易に識別できるものとする。	チ 昇降機 (3)(四)
くし板の識別	(5) くし板の端部と踏段の色の明度の差が大きいこと等によりくし板と踏段との境界を容易に識別できるものとする。	チ 昇降機 (3)(五)
進入可否の表示	(6) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、エスカレーターへの進入の可否が示されていること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。	チ 昇降機 (3)(六)
幅	(7) 幅は、80cm以上とすること。ただし、複数のエスカレーターが隣接する位置に設けられる場合においては、そのうち1のエスカレーターのみが適合していれば足りるものとする。	チ 昇降機 (3)(七)
車椅子使用者対応	(8) 踏段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。ただし、複数のエスカレーターが隣接する位置に設けられる場合においては、そのうち1のエスカレーターのみが適合していれば足りるものとする。	チ 昇降機 (3)(八)
音声案内	(9) エスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。	チ 昇降機 (3)(九)

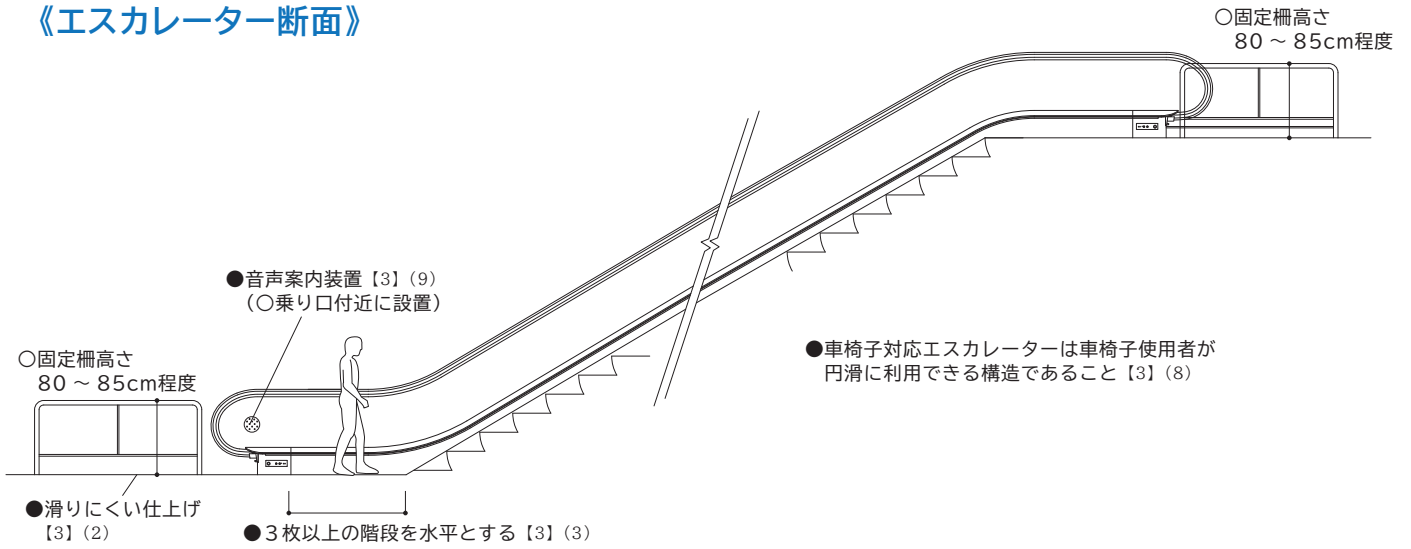
### 《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 【固定手すり】乗降口には、旅客の動線の交錯を防止するため、高さ80～85cm程度の固定柵又は固定手すりを設置する。
- 【車椅子使用者対応】施設管理者は、利用者が安全かつ円滑に昇降することができるよう十分な係員の配置を行う。
- 【音声案内】音声案内の音源は乗り口付近に設置する。

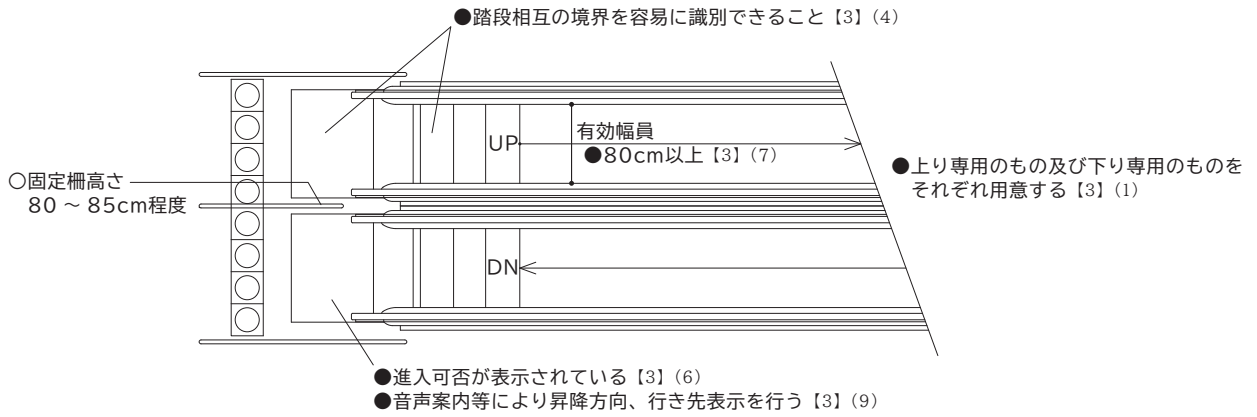
## 《望ましい整備》

- ◇【視覚障害者の誘導】エスカレーターに視覚障害者を連続誘導する場合は、以下の条件を満たすこととする。
  - ・乗り口方向のみに敷設する。
  - ・時間帯により、進行方向が変更しないエスカレーターのみに敷設する。
  - ・乗り口方向には、進行方向を示す音声案内を設置する。
- ◇【進行方向】2方向のエスカレーターが設けられる場合にあっては、原則として左側を進行方向とする。

## 《エスカレーター断面》



## 《エスカレーター平面》



## 《進入可否の表示》



## 《車椅子用車止め》

- 車椅子使用者対応エスカレーターの場合、昇降口において3枚以上の踏段が平坦であるものとする。



## 《係員呼出しボタン》

